

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年12月28日（平成29年（行情）諮問第538号）

答申日：平成30年6月13日（平成30年度（行情）答申第116号）

事件名：特定個人が使用している文部科学省における発達障害者が行った開示請求の処理過程が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定個人が使用している文部科学省が発達障害（者）の開示請求に対する処理過程がわかる文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月16日付け27受文科初第4345号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、「特定個人が使用している文部科学省が発達障害（者）の開示請求に対する処理過程がわかる文書」（本件対象文書）についてなされたものである。

本件開示請求については3月7日の情報公開請求窓口において文書特定の確認を開示請求者で行い、「発達障害（者）の開示請求」とは、発達障害者が行った開示請求であるとの趣旨であることを確認し、文部科学省初等中等教育局特定課（以下「特定課」という。）では、開示請求者が発達障害を有するか否かを把握していないため、本請求に係る文書は、保有しておらず、作成していないため、行政文書が存在しないことによる不開示決定となるところ、請求内容を補正することで文書の特定が可能なことから情報提供を行いつつ補正を依頼したが、応じなかったものである。

そのことから、行政文書が存在しないことによる不開示決定としたこと

ろ、審査請求人から、以下の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところ。

【審査請求理由】

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

2 本件不開示決定の妥当性について

本審査請求に係る開示請求について、特定課では、上述のとおり文書を保有・作成していないため、該当する文書は存在しない。

なお、不開示決定を行うに当たっては平成28年4月4日に補正依頼を行う（回答はなかった。）とともに、併せて、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかつたところである。

さらに、本件諮問に際しては、改めて行政文書ファイルを検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかつた。

<本開示請求経緯>

平成28年3月7日 開示請求受付

同年4月4日 補正確認書送付

平成29年3月16日 不開示決定

3 原処分にあつたの考え方について

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年12月28日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 平成30年5月28日 審議

④ 同年6月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件請求の趣旨として、審査請求人からは、開示請求時に面談した特定課の職員に対し、当該職員が業務に用いている発達障害者が開示請求をした際の手順を定めた、いわばマニュアル的な文書を求めているものである旨の発言を得ている。

原処分には際しては当該趣旨に沿った文書の探索を行ったものであるが、特定課ではそもそも開示請求者が発達障害を有するか否かを把握しておらず、法令上もこれを把握することとはされていない。また、本件請求に係る文書は作成も取得もしていないため、行政文書が存在しないことによる不開示決定となった。

イ 念のため、文部科学省（特定課）内の書庫・ロッカー等を探索したが、原処分時はもとより、諮問に際しての探索に際しても、本件対象文書に該当する可能性があるかと判断し得る文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省（特定課）において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司